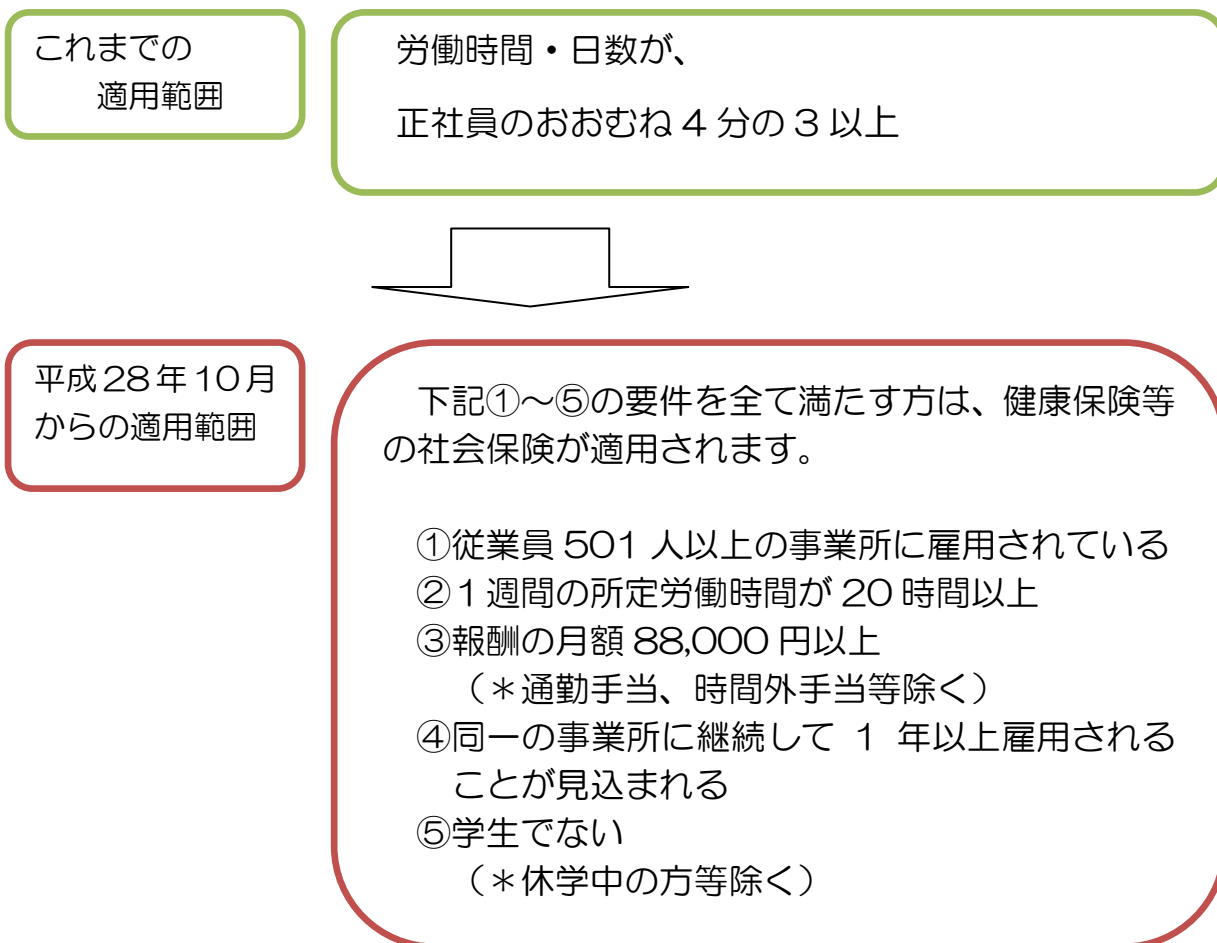


★ 平成 28 年 10 月から、 パート・アルバイトで働いている短時間労働者の 健康保険等の社会保険(厚生年金保険含む)の 適用範囲が拡大されます。

● 改正の内容 ●

健康保険等の社会保険の適用範囲が拡大されたことにより、一定の条件を満たすパート・アルバイトの短時間労働者も勤務先の健康保険等の社会保険に加入できるように緩和されます。



～ 新制度 Q&A ～

Q：現在、わたしはパートとして働いていますが、収入は毎月9万円（年間120万円程度）のため、夫が加入する健康保険の被扶養者になっています。平成28年10月から法律改正により、パートをしている勤務先から健康保険に加入するように言われましたが、パート収入が被扶養者の限度額以内なので、夫の被扶養者のままでいることはできないのでしょうか？

A：以下①～⑤の要件を全て満たす方は、健康保険等の社会保険が適用されます。

- ①従業員501人以上の事業所に雇用されている
- ②1週間の所定労働時間が20時間以上
- ③報酬の月額88,000円以上（*通勤手当、時間外手当等除く）
- ④同一の事業所に継続して1年以上雇用されることが見込まれる
- ⑤学生でない（*休学中の方等除く）

Q：ジェイティ健保の被扶養者として加入している妻が、平成28年10月からパートをしている勤務先の健康保険に加入することになり、加入先から保険証を受け取りました。ジェイティ健保へは何か手続きが必要ですか？

A：平成28年10月からはジェイティ健保の被扶養者から外れ

ることになります。被扶養者取消申請の手続きをしてください。

【取消申請の手続き方法】

①被扶養者取消申請書

（＊必要事項をご記入、捺印してください）

②勤務先から受け取った保険証の写し、または健康保険資格取得証明書

③ジェイティ健保の該当被扶養者の保険証（＊現物）

※①～③をご用意いただき、

事業主経由（任意継続被保険者の方は直接）で、すみやかにジェイティ健保へご提出してください。

※ジェイティ健保ホームページ【人生・生活の転帰の時-就職等により家族（被扶養者）が減った】をご参照ください。